

防防国（事）第449号

28.12.12

大臣官房長  
防衛政策局長  
整備計画局長  
人事教育局長  
各幕僚長  
防衛装備庁長官  
殿

事務次官  
(公印省略)

日ASEAN防衛協力に関する検討委員会の設置について  
(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

写送付先：地方協力局長  
施設等機関の長  
情報本部長

## 日ASEAN防衛協力に関する検討委員会設置要綱

### (設置)

第1 我が国とASEANとの防衛協力の重要性が高まっているところ、当該防衛協力における省内の関係部局の連絡調整を円滑化するとともに、能力構築支援をはじめとする当該防衛協力を効率的かつ効果的に推進するため、防衛省に、日ASEAN防衛協力に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (構成)

第2 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 防衛副大臣
- (2) 副委員長 事務次官  
防衛審議官
- (3) 委員 大臣官房長  
防衛政策局長  
整備計画局長  
人事教育局長  
統合幕僚長  
陸上幕僚長  
海上幕僚長  
航空幕僚長  
防衛装備庁長官

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、前項第3号に掲げる者以外の者を委員に指名することができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、第1項に掲げる者及び前項の規定により指名した者以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

### (運営)

第3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を助け、委員長が不在の場合、その職務を代行する。

### (検討チーム)

第4 委員会の下に、委員を補佐し、細部の検討を行うため、検討チームを置く。

- 2 検討チームの構成は、次のとおりとする。
  - (1) チーム長 防衛政策局長
  - (2) 副チーム長 防衛政策局長の指名する防衛政策局次長
  - (3) チーム員 能力構築支援等の分野における多国間協力その他の外国政府

との協力に関することを総括整理職として調整する大臣官房  
参事官

防衛政策局防衛政策課長

防衛政策局戦略企画課長

防衛政策局国際政策課長

防衛政策局訓練課長

整備計画局防衛計画課長

整備計画局情報通信課長

人事教育局人材育成課長

統合幕僚監部防衛計画部防衛課長

陸上幕僚監部防衛部防衛課長

海上幕僚監部防衛部防衛課長

航空幕僚監部防衛部防衛課長

防衛装備庁装備政策部装備政策課長

防衛装備庁装備政策部国際装備課長

3 チーム長は、必要があると認めるときは、前項第3号に掲げる者以外の者をチーム員に指名することができる。

4 チーム長は、必要があると認めるときは、第1項に掲げる者及び前項の規定により指名した者以外の者を検討チームに参加させ、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

5 副チーム長は、チーム長を助け、チーム長が不在の場合、その職務を代行する。

(関係部局との協力)

第5 関係部局は、委員会又は検討チームから関係者の出席、資料の提出等の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

(省内の関連委員会等との連携)

第6 委員会は、省内に設置している他の委員会等において日ASEAN防衛協力推進に関連する検討を行っている場合には、当該委員会等と連携し、日ASEAN防衛協力推進に関する施策について効率的に検討を進めるものとする。

(庶務)

第7 委員会及び検討チームの庶務は、防衛政策局国際政策課において処理する。

(委任規定)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、検討チームの運営に関し必要な事項はチーム長がそれぞれ定める。